

## ～ 浄化槽の使用にあたって ～

浄化槽は、家庭から排出されるトイレや台所、お風呂などの汚水を、微生物の働きで、きれいな水に処理して、道路側溝や用水路などに放流する設備です。

浄化槽が汚水を処理する正常な機能を維持するために、法令に従い次の事項を守ってください。

### 1. 使用上の注意

- (1) 浄化槽に空気を送る**ブロワーの電気を切らないでください**。また、ブロワーが動いていても浄化槽内に空気が出ていないことがありますので、定期的にご確認ください。
- (2) トイレに**トイレットペーパー以外の異物**を流さないでください。
- (3) 台所の流しには、**天ぷら油や野菜くず**などを流さないでください。
- (4) 保守点検や清掃に支障がありますので**浄化槽の上に物を置かないでください**。
- (5) 異音や異臭などがあるときは、**保守点検業者に連絡してください**。

### 2. 「保守点検」について

- (1) 保守点検は、浄化槽の点検、調整、薬剤補充、修理をする作業をいいます。
- (2) 保守点検は、専門的知識、技能及び器具・器材が必要なため、市が認めた登録業者と契約して、定期的に浄化槽の保守点検を行ってください。
- (3) 保守点検を行った後に、「浄化槽保守点検記録票」を渡されますので、3年間保存してください。

### 3. 「清掃」について

- (1) 浄化槽の清掃は、浄化槽内に生じた汚泥やスカム等を引き出したりする作業です。
- (2) 市が認めた許可業者と契約して、1年に1回以上の清掃を行ってください。
- (3) 清掃を行った後に、「浄化槽清掃記録票」を渡されますので、3年間保存してください。

### 4. 「法定検査」について

法定検査とは、保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽が正常に機能しているか水質検査等を行い判断するものです。

1年に1回、県の指定した熊本県浄化槽協会（電話284-3355）の法定検査を受けてください。

(問合せ先)

熊本市環境局 浄化対策課 熊本市中央区手取本町1-1 電話096-328-2366